福井県障害者福祉計画

平成19年3月 福 井 県

目 次

第1章		
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	計画の位置付けと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章	障害者を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	県内の障害者施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	13
3	地域での福祉サービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
4	教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
5	雇用・就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	20
第3章	計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 1
1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	
2	基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
3	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
第4章	重点目標と重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	25
第1額	節 基本目標1 「自立と社会参加 ~ともに働く福井~」・・・・・・・・・・ 2	26
	重点目標(1)障害者の雇用・就労の場の確保・・・・・・・・・・・・ 2	
	重点目標(2)障害のある子どもの能力や可能性を伸ばす教育の充実・・・・・	3 1
	重点目標(3)社会参加の促進と生活の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第2筤	↑ 基本目標 2 「地域生活への移行支援 ~ ともに支え合う福井 ~ 」 ・・・・・・ 3	36
	重点目標(1)地域生活を支える福祉サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	重点目標(2)理解促進を図るための広報・啓発の推進・・・・・・・・・	10
	重点目標(3)福祉を支えるひとづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3領	節 基本目標3 「生活環境の充実 ~ともに生きる福井~」・・・・・・・・・・△	14
	重点目標(1)発達障害者等に対する支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	
	重点目標(2)精神障害者等に対する保健・医療サービスの充実・・・・・・ 4	
	重点目標(3)住みよい環境をつくるためパリアフリーのまちづくりの推進・・・・・・・・	
第5章	計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第6章	達成を目指す主な目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
資料编·		3.3

第1章

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

(1)計画策定の背景

国においては、これまでに平成15年度から24年度までの10年間を計画期間とする「障害者基本計画」が策定されるとともに、この計画に基づいた「重点施策実施5か年計画」が策定され、障害者の福祉に関する施策が総合的かつ計画的に推進されていますが、ここ数年の間に障害者を取り巻く環境は、下記のように大きく変化してきています。

障害者基本法の改正と発達障害者支援法の制定

平成16年6月に、「障害者基本法」が改正され、「障害を理由とする差別の禁止」が明記されるとともに、都道府県および市町村の障害者計画策定の義務化などが盛込まれることになりました。

また、同年12月には、発達障害に対する理解を進め、発達障害者への支援体制の構築を図るため、「発達障害者支援法」が成立しました。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

平成17年6月には、障害者の就業機会の拡大を目指し、福祉施策と雇用施策と の有機的連携、精神障害者に対する雇用対策の強化や在宅就業障害者への支援など を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、平成年4月 から全面施行されました。この改正により、法定雇用率の算定対象に新たに精神障 害者が加えられることになりました。

障害者自立支援法の成立

平成17年10月には、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを 目指した障害者自立支援法が成立しました。障害種別ごとに異なっていたサービス の提供主体を、住民に身近な自治体である市町村に一元化するとともに、障害の種 別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみに変わりました。

また、支援費制度のもとで増大した福祉サービスの費用の財源を安定したものとするため、国や県の財政責任を明確化し、利用したサービスの量や所得に応じた負担の導入などが盛り込まれました。

特別支援教育の推進

障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が進められています。平成18年6月に学校教育法が改正され、平成19年4月から施行されます。

(2)計画策定の必要性

本県では、平成12年に「福井県第三次障害者福祉長期計画」(計画期間平成12年度~21年度)を策定し、また、平成19年度までの在宅福祉、施設福祉サービスの数値目標を設定して、各種施策を進めてきました。

障害者を取り巻く環境が大きく変化する中、これまでの施策が着実に成果を上げ、数値目標については、達成に近づきつつありますが、精神障害者の在宅福祉サービスの充実などに課題も残されています。

また、「障害者自立支援法」が施行され、福祉的就労から一般雇用への移行を促進するためのサービスの提供を含め、障害福祉サービスの体系が大きく再編されたことを受けて、計画の内容を新しいサービス体系に沿ったものに見直す必要が生じています。 さらに、近年の障害保健福祉の分野においては、高次脳機能障害、発達障害、引きこもりなど、対応しなければならない対象が複雑・多様化しているとともに、障害の重度化・高齢化も進んでいることから、新しい課題に対応するための施策を計画的に推進していく必要があるため、「福井県障害者福祉計画」を策定するものです。

2 計画策定の経過

この計画は、障害者や障害福祉関係者、雇用・教育関係者、学識経験者等を委員とする「福井県障害者福祉計画策定検討会」の意見を踏まえるとともに、「福井県障害者施策推進協議会」の意見を聴き、さらには県内の関係団体、事業者、障害者やその家族、一般県民等の意見をもとに策定するものです。

3 計画の位置付けと計画期間

この計画は、障害者基本法第9条第2項の規定に基づく「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」であり、本県の障害者施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、今後の障害者施策の総合的、計画的な推進を図るためのものです。

また、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく「障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」を含んでいます。

この計画の期間は、平成19年度から23年度までの5年間としています。

なお、サービス等の見込量については、平成18年度から20年度までを第1期として設定し、20年度末までに見直しをすることとしています。

4 計画の対象

障害者基本法第2条において障害者として定義される「身体障害、知的障害又は精神 障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」に加え、平 成16年に同法が改正された際に参議院での附帯決議により障害者の範囲に含まれるこ ととされた「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身 体又は精神上の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるもの」について も、この計画の対象として、その支援などについて盛り込むこととします。

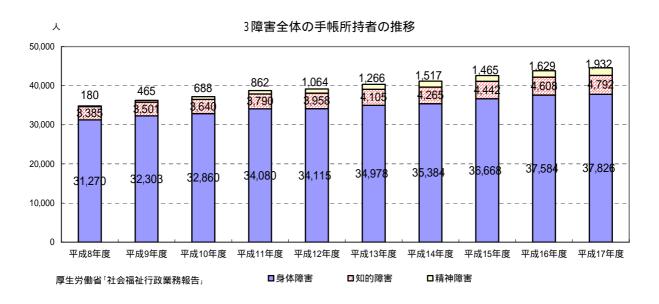
第2章

障害者を取り巻く現状と課題

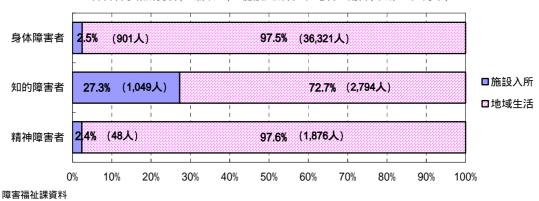
1 障害者の状況

障害者の全体数

本県の障害者の全体数を手帳の所持者で見ると、平成17年度末現在、身体障害者手帳の所持者は37,826人、療育手帳の所持者は4,792人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,932人で、合計44,550人となっています。なお、精神障害者については、医療機関を利用した精神疾患患者全体で見た場合には、約18,000人となります。



障害別に手帳所持者のうち施設に入所している人と地域で生活している人の状況を見ると、施設入所者の割合は、身体障害者では2.5%、知的障害者では27.3%、精神障害者では2.4%で、知的障害者の施設入所者の割合が高くなっています。



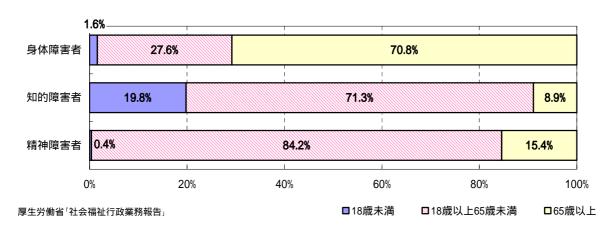
障害者手帳所持者(18歳以上)の施設入所者と在宅者の割合(平成18年3月末)

年齢別の状況

県内の身体障害者手帳所持者の年齢別の内訳は、18歳未満604人(1.6%) 18歳以上65歳未満10,457人(27.6%) 65歳以上26,765人(70.8%)となっています。65歳以上の割合は、身体障害者での増加傾向が特に顕著で、知的障害者や精神障害者と比較しても高齢化が進んでいます。

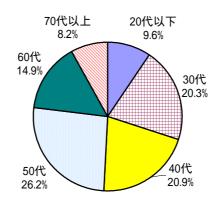
県内の療育手帳所持者の年齢別の内訳は、18歳未満949人(19.8%) 18歳以上65歳未満3,415人(71.3%) 65歳以上428人(8.9%)となっています。身体障害者に比べると、18歳未満の割合が高く、65歳以上の割合が低くなっています。知的障害は発達期に現れるもので、新たに知的障害が生じるものではないので、身体障害のように人口の高齢化に伴う影響は受けていません。

県内の精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別の内訳は、18歳未満8人(0.4%) 18歳以上65歳未満1,627人(84.2%) 65歳以上297人(15.4%)となっていま す。精神障害者では、18歳未満や65歳以上の人が少なく、年代別に見ると50代が 最も多く、次いで30代、40代がほぼ同数となっています。



障害者手帳所持者の年齢構成(平成17年度)





障害福祉課資料

障害種類別の状況

身体障害者

県内の身体障害者手帳の所持者数は、平成17年度末現在37,826人で、平成8年度末に比べて6,556人増加しています。

住民基本台帳人口に占める割合を見ると、4.61%で、全国平均の 3.68%よりも高い 状況にあります。

また、手帳所持者に占める重度の人(1級、2級手帳所持者)の割合は、平成8年度末の36.9%から41.9%に増加しており、障害の重度化が進んでいることが分かります。

手帳所持者のうち65歳以上の高齢者は、70.8%で、高齢者の割合は、平成8年度から上昇しており、手帳所持者の高齢化も進んでいます。



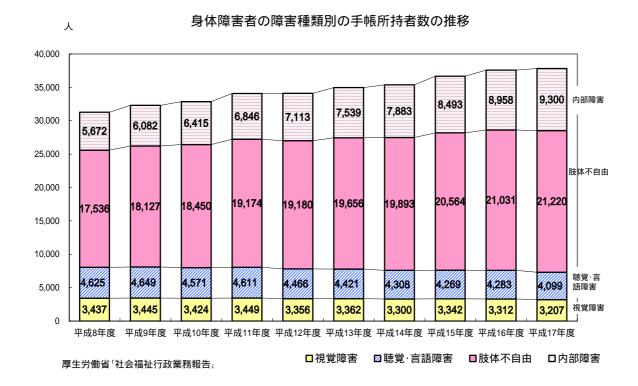
障害種類別の推移を見ると視覚障害と聴覚・言語障害は減少傾向にあり、肢体不自由と内部障害が増加しています。平成8年度からの推移では、内部障害の占める割合が、18.1%から24.6%へと増加しています。

身体障害者の障害種類別構成比の変化

(単位%)

	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害
平成8年度	11.0%	14.8%	56.1%	18.1%
平成 17 年度	8.5%	10.8%	56.1%	24.6%

厚生労働省「社会福祉行政業務報告」



知的障害者

県内の療育手帳の所持者数は、平成17年度末現在4,792人で、平成8年度末に比べて1,407人増加しています。

住民基本台帳人口に占める割合を見ると、0.58%で、全国平均の 0.53%よりも高い 状況にあります。

手帳所持者のうち重度の人(A1、A2所持者)の割合は、平成8年度末には43.2%であったものが、平成17年度末には42.4%となっていますが、この間、ほぼ同じ水準で推移しており、重度の人の割合には、目立った変化はありません。



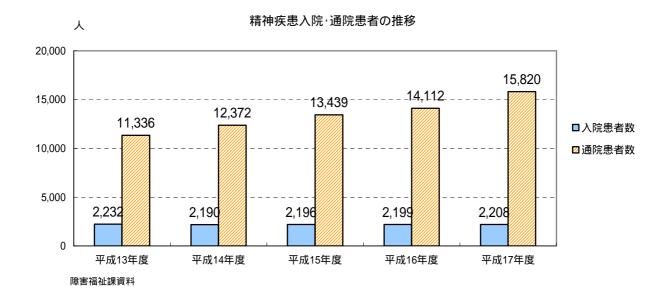
精神障害者

県内の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成17年度末現在1,932人で、平成8年度末に比べて1,752人増加しており、手帳所持者の数が10倍以上に増えています。平成7年度に始まった精神障害者保健福祉手帳の制度が、この10年間に浸透してきたものと考えられます。

なお、住民基本台帳人口に占める割合を見ると、0.24%で、全国平均の 0.32%を下回り、全国的に見て手帳所持者の割合は低い水準にあります。



精神病床の入院患者数については、近年大きな増減はみられませんが、精神疾患による通院患者の数は、増加の傾向がみられます。



難病患者

経済的支援の対象となる「特定疾患治療研究事業」の認定患者の数は、平成17年度には3,434人で、平成8年度に比べて1,332人増加しています。また、対象となる疾患の数は、38から45に増えています。



2 県内の障害者施設の状況

県内にある障害者施設の整備状況を見ると、平成17年度末現在の状況は以下のとおりです。

なお、障害種別ごとに分かれていたこれまでの施設サービスの体系は、平成23年度までに障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系へと再編されることになっており、平成18年10月から順次新サービスへの移行が始まっています。

障害者福祉施設の状況(平成17年度末)

種別		施設数	定員		
		NEDX XX	入 所	通所	
0	肢体不自由者更生施設	1 施設	100	0	
١,	視覚障害者更生施設	1 施設	140	0	
! '	身体障害者療護施設	5 施設	380	8	
f 4	特定身体障害者授産施設	7 施設	250	86	
/ V	身体障害者小規模通所授産施設	1 施設	0	10	
	身体障害者福祉工場	1 施設	0	40	
J	身体障害者福祉ホーム	1 施設	10	0	
. (計	17施設	880	144	
4	知的障害児施設	2 施設	60	0	
V	重症心身障害児施設	2 施設	200	0	
	肢体不自由児施設	1 施設	50	30	
=	難聴幼児通園施設	1 施設	0	30	
) 3	計	6 施設	310	60	
#	知的障害者更生施設	18施設	807	176	
ŧη"	特定知的障害者授産施設	2 3 施設	200	643	
/	知的障害者小規模通所授産施設	1 施設	0	19	
4 レ	知的障害者通勤寮	3 施設	71	0	
1	知的障害者福祉工場	8 施設	0	230	
. (言十	5 3 施設	1,078	1,068	
\$ &	精神障害者生活訓練施設	1 施設	20	0	
\ k	精神障害者授産施設	7 施設	0	160	
	精神障害者福祉ホーム	1 施設	10	0	
l l	精神障害者福祉ホーム(B型)	1 施設	20	0	
j (計	10施設	50	160	
<u> </u>	8 6 施設 2,318 1,432				

障害福祉課資料

本県では、障害福祉施設の整備が進んでおり、人口に対する施設の数では、全国的に も上位にあります。また、障害者手帳所持者に対する施設の定員数でも全国上位の状況 となっています。

人口 100 万人あたりの障害者施設数(入所・通所)

身体障害者更生援護施設	24.3か所(全国11位)
知的障害者援護施設	64.4か所(全国 2 位)
精神障害者社会復帰施設	19.5か所(全国11位)

厚生労働省「社会福祉施設等調査報告(平成16年度)」

障害者 1,000 人当たりの施設定員数(入所・通所)

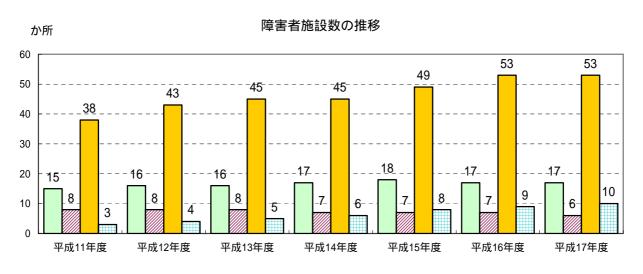
身体障害者更生援護施設	27.2人(全国 1 位)
知的障害者援護施設	5 3 2 . 7人(全国 2 位)
精神障害者社会復帰施設	107.0人(全国 5 位)

身体・知的障害は 18 歳以上の手帳所持者、精神障害者は全手帳所持者

厚生労働省「社会福祉施設等調査報告(平成16年度)」

障害福祉課資料

県内の障害者施設は、「福井県第三次障害者福祉長期計画」において数値目標を設定し、整備を進めてきた結果、知的障害者施設と精神障害者施設の施設数と定員が増加を続けてきています。

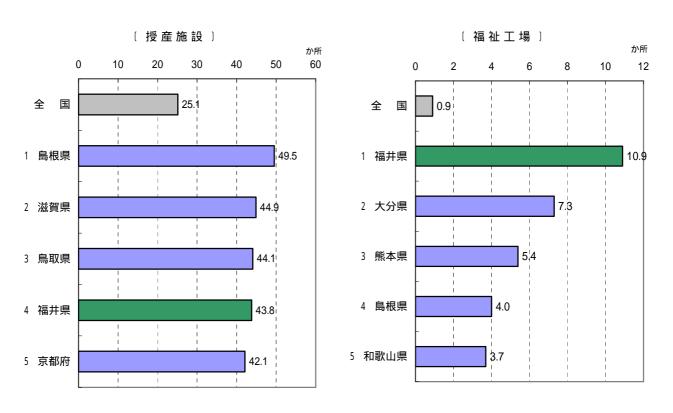


□身体障害者施設 ◎障害児施設 □知的障害者施設 □精神障害者施設



県内の障害者施設の中でも、特に授産施設と福祉工場については、全国的にみても整備が進んでおり、人口 100 万人当たりの施設数は、授産施設が 43.8 施設(全国 4 位) 福祉工場が 10.9 施設(全国 1 位)となっています。

授産施設と福祉工場の整備状況(人口100万人当たり)



厚生労働省「社会福祉施設等調査報告(平成16年度)」

3 地域での福祉サービスの利用状況

グループホームの利用状況

県内のグループホームは、平成17年度末現在で59か所あり、256人の人が入居しています。知的障害者のグループホーム支給決定者数は、人口1万人当たり1.86人で、全国中位にありますが、本県ではグループホームに防災設備を整備するといった取組を全国に先駆けて行い、入居者の安全を特に重視した設備の充実を図っています。



グループホームの実施か所数および定員数

居宅生活支援サービスの利用状況

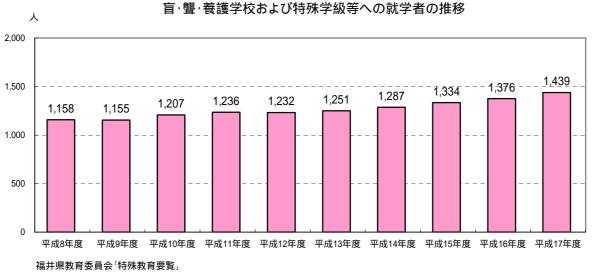
本県の居宅生活支援サービスの利用状況は、全国と比較すると、中位から下位にあり、 利用が低調であるといえます。居宅介護(ホームヘルプサービス)の場合、支給決定者 数と支給決定一人当たりの利用量は、以下のような状況にあり、今後サービスを充実さ せていく必要があります。

身体障害者	支給決定者数(人口1万人当たり)	4.33人	(全国37位)
分件件古日	一人当たりの利用量	293.4 時間	(全国11位)
加加萨中土	支給決定者数(人口1万人当たり)	0.86人	(全国45位)
知的障害者	一人当たりの利用量	93.0 時間	(全国15位)
*************************************	支給決定者数(人口1万人当たり)	0.95人	(全国22位)
精神障害者	一人当たりの利用量	7.8 時間	(全国44位)

厚生労働省 社会福祉行政業務報告(平成 16 年度)、精神保健福祉課資料

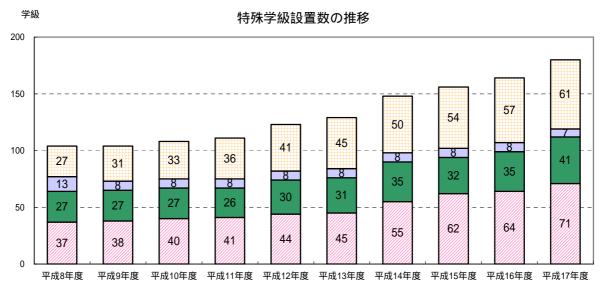
4 教育の状況

障害のある子どもに対しては、障害の種類や程度に応じて、盲学校、聾学校および養護学校、小中学校の特殊学級、通級による指導と、きめ細かな教育が行われています。本県でこうした教育を受けている児童生徒は、平成17年度では1,439人で、平成8年度の1.158人から281人増加しています。



福井県教育委員会「特殊教育要覧」

小・中学校の特殊学級の設置状況をみると、平成17年度には知的障害で112学級(105校)言語障害で7学級(7校)情緒障害で61学級(57校)合計180学級(143校)が設置されており、特殊学級は近年増加の傾向にあります。

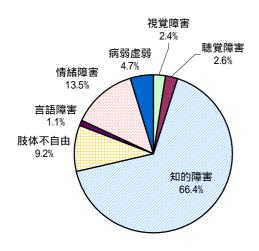


福井県教育委員会「特殊教育要覧」

☑知的障害(小学) ■知的障害(中学) □言語障害 □情緒障害

平成17年度の特殊教育諸学校および特殊学級等への就学者の障害別内訳をみると、知的障害が956人(66.4%)情緒障害が194人(13.5%)肢体不自由が133人(9.2%)などとなっています。

障害別内訳 (平成17年度)

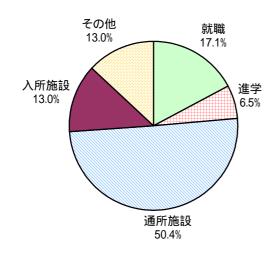


35 人
38 人
956 人
133 人
16 人
194 人
67 人
1,439人

福井県教育委員会「特殊教育要覧」

平成17年度の特殊教育諸学校卒業者の進路は、就職が17.1%、進学が6.5%、施設への入所・通所が63.4%となっています。就職する卒業生の割合は、年度によるばらつきもありますが、傾向としては近年は低下しており、授産施設などの通所施設へ通所する卒業生の割合が増加しています。

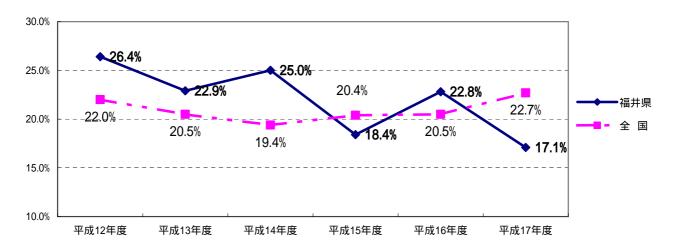
特殊教育諸学校高等部卒業生の進路 (平成17年度)



就	職	21 人
進	学	8人
通所施	巨設	62 人
入所放	巨設	16 人
その	他	16 人
計		123 人

福井県教育委員会「特殊教育要覧」

特殊教育諸学校高等部卒業生の就職率の推移



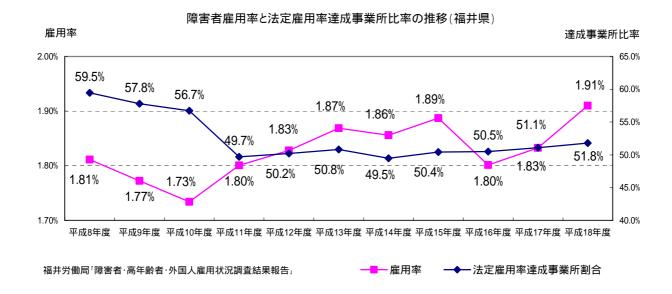
県立特殊教育諸学校高等部卒業生の就職状況

卒業年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
卒業生総数	8 7人	9 6人	100人	8 7人	101人	123人
就職者数	2 3人	2 2人	2 5人	16人	2 3人	2 1人
就職者割合	26.4%	22.9%	25.0%	18.4%	22.8%	17.1%

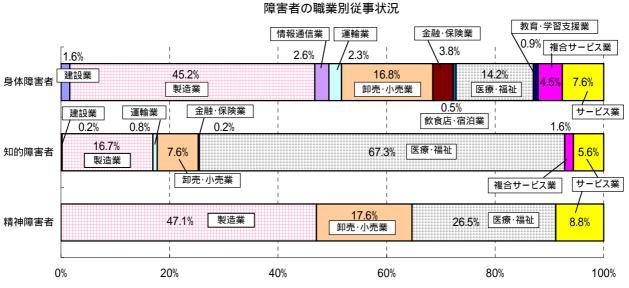
福井県教育委員会「特殊教育要覧」

5 雇用・就労の状況

本県の民間企業(法定常用労働者数が56人以上規模)で雇用されている障害者数(平成18年6月1日現在)は、1,637人(身体障害者1,118人、知的障害者502人、精神障害者17人)で、常用労働者数に対する割合(雇用率)は、1.91%と、全国平均の雇用率1.52%を上回っています。また、法定雇用率(1.80%)を達成している企業の割合は51.8%となっています。



就業している身体障害者を産業別でみると、製造業の割合が 45.2%と最も高く、次いで卸売・小売業が 16.8%、医療・福祉が 14.2%となっています。また、知的障害者では、医療・福祉が 67.3%と非常に高い割合となっている点に特徴があります。



福井労働局「障害者·高年齢者·外国人雇用状況調査結果報告書」

本県では授産施設や福祉工場の整備の水準が全国的にも高く、一般企業での就労が困難な障害者も、福祉的就労の場でその人の能力や特性に応じて働いており、特に福祉工場での就労が障害者雇用率を引き上げる要因となっています。

また、福祉工場や授産施設で働く障害者の収入の状況をみると、事業所であるとともに福祉施設でもある福祉工場で雇用されている人の平均賃金は、71,900 円となっています。一方、授産施設の工賃の平均月額は、身体障害者・知的障害者の授産施設で 15,500 円、精神障害者の授産施設で 16,400 円と低い水準にあるため、障害者の経済的自立を進めるために、授産製品の販路拡大などにより工賃を引き上げていく取組が必要です。



授産施設(身体障害・知的障害)の平均工賃の推移

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現 」

県民の誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念のもとに、 障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、必要な支援を受けながら地 域で安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現を目指します。

また、この基本理念に基づき、3つの基本目標を設けて、総合的に施策を推進していきます。その中でも、本県では次の2つの項目を特に重点的に推し進めていきます。

- 1 障害者の雇用・就労の場の確保
- 2 障害者の地域生活を支える福祉サービスの推進

この2つの目標を中心に今後の障害者施策に取り組み、障害者が地域のあたたかいつながりに支えられ、元気に働き自立して暮らすことができる福井を目指します。

2 基本目標

この計画の基本理念に基づき、次の3つを基本目標とします。

基本目標1

「自立と社会参加 ~ともに働く福井~」

障害者がそれぞれの障害や個性に応じて、自立して豊かな生活を送ることができるよう、経済的な自立のために、福祉的就労の充実、一般雇用を目指した修郎支援を行うとともに、障害のある子どもの可能性を引き出すための教育、自己実現のための社会活動への参加を支援します。

基本目標 2

「地域生活への移行支援 ~ ともに支え合う福井~」

住み慣れた地域において安心して生活を送るため、自ら福祉サービスを選択して利用できるよう、サービスおよびサービス提供システムを充実させるとともに、偏見や差別をなくすための県民意識の向上に努め、ボランティアやNPOの活動の促進により、地域での生活を支援します。

基本目標3

「生活環境の充実~ともに生きる福井~」

自閉症等の発達障害者や高次脳機能障害者などに対して医療、福祉、教育が連携して対応するとともに、精神障害者の地域での生活を支えるための施策を充実します。

また、障害の有無に関わらず、誰もが容易に安心して暮らせるまちづくりの ためのバリアフリー化を促進します。

さらに、3つの基本目標を達成することを目指して、各基本目標に重点目標を 設けて、施策を推進していきます。

3 計画の体系

基本理念

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本目標	重点目標	票	重点施策		
	(1) 障害者の雇用、i 確保	就労の場の	働く意欲と能力のある障害者の雇用機会の拡充 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大、多様な 雇用・就業形態の促進		
	唯水		職業能力開発の充実		
			福祉的就労の場の整備促進		
1 自立と社会参加	(2) 障害のある子と	じょっきょ	障害児に対する療育支援体制の充実		
~ともに働く福井~	(2) 障害ののる士の や可能性を伸に		特別支援教育の推進		
	充実		就労に向けた教育の充実		
			教職員の指導力の向上		
	 (3) 社会参加の促進	誰と生活の□	スポーツ、レクリエーションの振興		
	質の向上	= C エルの	芸術・文化活動への支援		
			生涯学習の充実		
			地域生活支援体制の整備		
			在宅福祉サービスの充実		
	(1) 地域生活を支 <i>え</i> ービスの推進	える福祉サ	グループホームやケアホームなどの住まいの場 の充実		
	こ人の推進		日中活動の場の充実、施設福祉サービスの再構築		
■ 2 地域生活への移行支援 ~ともに支え合う福井~			安定した生活を送るための経済的支援		
* ともに文元日 フ福介**			権利擁護のための施策の充実		
	(2) 理解促進を図る	るための広	障害者に対する正しい理解の促進		
	報・啓発の推進		福祉教育の充実、交流教育の推進		
	(3)福祉を支えるひ	ナづくロー	地域活動やボランティア・NPO活動の促進		
	(3) 福祉と文化るひ		障害保健福祉に関する専門職員の養成と確保		
	(1) 発達障害者等に	こ対する支	発達障害者や高次脳機能障害者等への支援		
	援の充実		ケアマネジメント、相談支援体制の整備		
		- /D	精神保健・医療施策の充実		
2 歩泛環境の大学	(2) 精神障害者等に 健・医療サービス		自殺・ストレス対策など心の健康づくりの推進		
■ 3 生活環境の充実 - ~ ともに生きる福井 ~			難病患者支援の充実		
			人にやさしいまちづくりの推進		
		住みよい環境をつくるた めバリアフリーのまちづ	情報のバリアフリー化の推進		
	くりの推進	- いょりノ	建築物・交通機関のバリアフリー化		
			防災・防犯対策の推進		

第4章

重点目標と重点施策

第1節

基本目標① 「自立と社会参加 ~ ともに働く福井~」

重点目標(1)障害者の雇用・就労の場の確保

障害者の雇用・就労は、自立や社会参加のための重要な柱であり、一人ひとりの能力と特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に対して障害者雇用への理解と協力を得るための普及啓発活動を実施します。

障害者雇用率が高い本県の特性をさらに伸ばすため、公的機関が率先して障害者雇用を推進するほか、企業において障害者の雇用の場を積極的に開拓するなど、労働局・ハローワークや福祉関係機関が連携して障害者雇用を一層促進し、障害者雇用全国 1 位を目指します。

障害者の職業的自立を支援するために、学校生活から就労への移行や障害者 自立支援法に基づく就労移行支援事業との連携を図り、障害者の特性に応じ た職業能力開発等の支援を実施するとともに、障害者の求職活動を支援する ための相談体制や企業とのマッチング体制を充実します。

授産施設の整備率が高い本県の特性を活かし、障害者自立支援法に定める新しいサービスである就労移行支援事業を充実するとともに、障害者の生活を充実させる工賃の確保のため、民間企業のノウハウを活かした授産作業の内容の充実や、市場調査に基づく商品開発や販路拡大などを行います。

重点施策

働く意欲と能力のある障害者の雇用機会の拡充

障害者雇用に向けた啓発

・障害者雇用の実態や障害者の就労状況を広く県民に周知して理解を深めるため、「障害者雇用支援月間」(9月)に行われているキャンペーンなどの機会を利用して、積極的に啓発活動を行います。

障害者雇用率制度の周知と雇用支援策に関する情報提供

・県の広報番組や広報誌、ホームページなどを活用した、「障害者雇用促進法」 に基づく障害者雇用率制度についての周知や、障害者の就労のために必要な 雇用支援策に関する情報の提供などを充実します。

障害者雇用支援合同会議の開催(新規)

・福祉施設に入所している人の一般就労を進めるための支援や、特別支援学校 卒業者に対する就職の支援など、障害者雇用全体について取組を進めるため、 就労支援の関係者から構成する協議の場を設け、障害者の就労促進に向けて 統一した施策を推進します。

事業主などを対象としたセミナーの開催(新規)

・事業主や行政機関、教育機関等のトップの理解を促進することが障害者雇用 の促進につながるため、障害者の特性や働き方などについての理解を進める ための研修会等を開催します。

公的機関における障害者雇用の促進

・公的機関が率先して障害者雇用を推進するため、障害者が公務員や教職員と して働く機会を提供するほか、外郭団体などに対しても積極的な障害者の雇 用を要請します。

官公需における障害者雇用企業への配慮

・県の発注する物品購入等や建設工事の競争入札参加資格の審査に際して、障害者を雇用している企業を優先させるなどの取組を行います。

職場実習設備の整備(新規)

・障害者の職場実習を受け入れる企業の設備の更新などにかかる費用を助成し、 職場実習先の確保を促進します。

障害者の能力・特性に応じた職域の拡大、多様な雇用・就業形態の促進

きめ細かな相談支援の実施

・ハローワークに障害者雇用相談員を配置し、障害者の雇用促進と就職後の定 着指導など、きめ細かな相談支援を実施します。

トライアル雇用事業の活用

・事業者が障害者を短期の試行雇用の形で受け入れることで、雇用のきっかけづくりをする「障害者試行雇用(トライアル雇用)事業」の活用により、一般雇用への移行を促進します。

ジョブコーチによる人的支援の実施

・障害者が就職するときや職場環境の変化によって問題が生じたときなどに、 地域障害者職業センターや福祉施設などに配置されている職場適応援助者 (ジョブコーチ)が、きめ細かく職場への適応を支援します。

障害者就業・生活支援センターの拡充(新規)

・障害者の就業とそれに伴う日常生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターを新たに嶺南地域にも設置し、労働、教育など関係機関と連携しながら、障害者の就業と生活の支援を行います。

IT活用研修・訓練の充実

・情報機器を用いた障害者の在宅での就労や起業を支援するため、IT(情報 技術)を活用するための研修や訓練の充実を図ります。

生活福祉資金の貸付け

・障害者の技能の習得や、事業を営むために必要な資金、自動車の購入資金などを低利で借りることができる生活福祉資金の貸付けにより、経済的な自立を支援します。

職業能力開発の充実

現場での実践的訓練

・障害者の特性に応じた職業能力開発を支援するため、ハローワークなどの労働関係機関と連携しながら、企業の現場を活用した実践的な訓練を実施します。

知識技能習得訓練の実施

・民間教育機関等を活用した知識・技能習得のための訓練を実施します。

県立産業技術専門学院での訓練

・県立産業技術専門学院において、学院の施設内訓練へ受け入れるとともに、 IT高度技能の習得訓練などの実施を検討します。

職場適応訓練の実施

・障害者が実際の作業環境の中で、その作業や職場環境に慣れるための適応訓練を行うとともに、訓練終了後の定着のために事業主への助成を行うなど、 就労の促進を図ります。

全国障害者技能競技大会(アビリンピック)への参加促進

・障害者の職業能力向上と技能労働者としての地位の向上を図るため、(社) 福井県雇用支援協会との連携により開催している県障害者技能競技大会(ア ビリンピック)を充実するとともに、全国障害者技能競技大会への参加を促 進します。

福祉的就労の場の整備促進

通所型事業所の充実

・障害者が身近な地域で就労できるよう、国の補助制度や民間の助成金を活用 して、就労移行支援事業や就労継続支援事業を実施する通所型の事業所の整 備を促進します。

精神障害者の社会適応訓練

・精神障害者の社会復帰を図るため、理解のある協力事業所での作業を通じて、 集中力や持久力、対人関係能力などを培う訓練を実施します。

授産製品の積極的活用

・授産製品の販路拡大のために、特に官公庁における優先発注などに積極的に 取り組み、障害者の福祉的就労を支援します。

授産(就労支援)内容の充実

・売上増を目指すため、マーケティング研修の実施や、商品開発・販路開拓の ためのアドバイザー派遣などを行い、付加価値の高い製品を開発するなど、 授産作業の内容の充実・強化を図ります。

工賃倍増計画による施策の推進(新規)

・工賃倍増計画の策定と計画に基づく施策の推進によって、授産(就労支援) 施設の売上げを伸ばし、障害者の工賃を現在の水準(月額15,500円)から計 画的に月額30,000円まで引上げ、経済的な自立を促進させます。

重点目標(2)障害のある子どもの能力や可能性を伸ばす教育の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために 乳幼児期から学校卒業まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学 習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などの発達障害について教育的支援を 行う特別支援教育を充実します。

生徒一人ひとりの就業に向けた個別の支援計画を活用して、生徒の社会的自立を図るため、職業教育を充実します。

特別支援教育に携わる教員については、障害の種別や特性に対応した専門性の確保が不可欠であり、そのための教育や研修の充実を図ります。

障害のある子どもが身近な地域で診察・機能訓練を受けることができる体制の整備や放課後や夏休み中の生活支援の充実など、地域で安心して生活できるよう支援します。

重点施策

障害児に対する療育支援体制の充実

重症心身障害児通園事業の実施(新規)

・障害児療育の中核施設である子ども療育センターにおいて、新たに重症心身 障害児通園事業に取り組み、在宅の重度障害児への支援を充実します。

地域における療育機能強化

・障害児が身近な医療機関において療育訓練を受けられるよう、県内各地域の 医療機関においても相談や診療、訓練等を行います。

また、身近なところで療育が受けられるよう児童デイサービスを充実します。

心身障害児童の放課後対策の充実

・昼間に保護者のいない家庭の障害児を受け入れる心身障害児童クラブの育成 や日中一時支援事業などを充実します。

障害児の休暇中の生活支援

・夏休みなどの長期休暇中に障害児の日中の生活支援を行い、障害児と保護者 が安心して生活できるように取り組みます。

障害児保育体制の充実

・保育所や幼稚園での保育を希望する障害児に対して、きめ細かな保育を行う ため、障害児保育体制の充実を図ります。

特別支援教育の推進

一貫した教育支援体制

・障害のある児童・生徒一人ひとりの障害の程度や能力に応じて、きめ細かな 教育を行うため、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した教育支援体制の充 実を図ります。

特別支援教育センターの充実

・特別支援教育センターにおいて、医療・福祉・労働関係機関との連携を深めるとともに、特別支援学校との連携により、小中学校に在籍する発達障害のある児童生徒に対する教育的な支援を充実します。

学習障害等のある児童・生徒の指導

・通常学級に在籍する学習障害等のある児童・生徒一人ひとりに対して、ティームティーチングによる適切な指導を行います。

特別支援教育の課題に関する研究

・本県の特別支援教育の体制や特別支援学校の在り方などについて研究・協議 するとともに、議論の結果を踏まえ、課題の解決に向けた取組を行います。

就労に向けた教育の充実

職業体験機会の確保

・経済団体や公的機関との緊密な連携により、特別支援学校の生徒の実習や職場見学等の職業体験の機会を確保し、就労の機会の充実を図ります。

特別支援学校生徒の実践的な就労訓練(新規)

・職場実習だけでは就職に結びつかない特別支援学校生徒に、より実践的な就 労移行訓練(仮称)を実施し、卒業生の就労を促進します。

個別の支援計画による支援

・学校就学前から卒業後も含めて、ライフステージが移っても個別の支援計画 を活用して、一人ひとりの能力や障害程度に合わせた支援を行います。

教職員の指導力の向上

専門的研修の実施

・特別支援教育を担当している教員に対して、専門的な知識および技能の習得 を目指した研修を充実し、地域の中核となる特別支援教育の担当者を養成し ます。

教員研修の充実による教育環境の整備

・特別支援学校において、教員が看護師と連携・協力して医療的ケアを行うために教員研修を充実し、医療安全面の確保と、質の高い医療的ケアを提供できる教育環境を整備します。

教員の免許保有率向上

・免許法認定講習の実施により、特別支援教育を担当する教員の免許保有率を 高めます。

重点目標(3)社会参加の促進と生活の質の向上

スポーツ・レクリエーション活動や芸術・文化活動は、障害の有無に関わらず、ゆとりと生きがいをもって充実した日常生活を送るために不可欠なものであり、障害者が主体的に取り組めるよう支援します。

スポーツ・レクリエーション活動を支援する指導員の育成を図るとともに、全国レベルの大会への参加を促進します。

社会生活を充実させていくうえで必要となる知識や技能等の習得を促進するため生涯学習を充実します。

重点施策

スポーツ、レクリエーションの振興

障害者スポーツの振興

・障害者のスポーツ活動への参加機会の拡充と障害者スポーツの振興を図るため、全国レベルの各種競技大会、パラリンピックなどの国際大会への選手派遣を支援します。

障害者スポーツ大会統合の検討

・福井県身体障害者スポーツ大会、県知的障害者スポーツ大会、県精神障害者 ふれあいスポーツ交流会など、障害種別毎に開催されている県レベルのスポ ーツ大会の統合に向けて検討します。

スポーツ指導員・相談員の養成

・障害者スポーツ、レクリエーション活動を充実させるために、障害者スポーツ指導員や相談員を養成するとともに、障害者の参加を支援する相談員等への情報提供を充実します。

文化・芸術活動への支援

文化芸術活動の支援

・障害者が、県や市町の文化芸術活動などに参加しやすい環境を整備するとと もに、障害者の指導ができる人材を確保するなど、文化芸術活動を支援しま す。

発表機会の確保

・ハートフル文化祭など障害者が作成した絵画、書道、手工芸などを展示・発 表する機会を広げ、障害者の活動の機会を充実します。

生涯学習の充実

障害者に配慮した活動の場の整備

・障害者が地域社会において多様な活動の場への参加が可能となるよう、スポーツ施設や社会教育施設について、障害者の利用に配慮した整備を促進します。

趣味、生活訓練等の学習機会の充実

・障害者の趣味、生活訓練技術等に関して学習する機会の増加や内容の充実に 努めます。

日常生活に必要な知識の習得

・障害種別に応じて、日常生活上に必要な知識等を習得するための講習会、交 流会等を実施します。

第2節

基本目標② 「地域生活への移行支援 ~ ともに支え合う福井~」

重点目標(1) 地域福祉を支える福祉サービスの推進

障害者の意向を尊重し、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域における相談支援体制の充実を図ります。

地域での居住の場であるグループホーム、ケアホームについて、障害者のニーズに応じて利用できるよう整備を進めるとともに、安全で安心した生活が送れるよう質的な充実に努めます。

住みなれた地域で安心して生活できるようにするために、ホームヘルプサービス等の在宅サービスについて、一人ひとりのニーズに応じて利用できるよう、量的・質的な充実を図ります。

入所施設は社会復帰のための指導や訓練を行うことが目的であるにも関わらず、入所期間の長期化が見受けられるため、利用者の障害の状態に応じて、地域生活への移行を促進するとともに、重度障害者のための専門処遇施設としての機能の強化を目指します。

平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、定率負担の導入や食費・光熱水費の実費負担など、障害福祉サービスを利用する人への影響が大きいため、地域で安心して暮らすことができるよう独自の負担軽減策について検討します。

障害者には、十分な自己決定や意思決定が困難な場合があり、結果として人権や財産に対する侵害を受けることがあるため、権利擁護体制の確立や相談体制を充実します。

重点施策

地域生活支援体制の整備

県障害者自立支援協議会による相談支援**(新規)**

・多様なニーズを持った障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、県

障害者自立支援協議会を設置し、県全体の総合的な相談支援体制の整備に努めます。

地域生活支援事業の推進

・地域生活支援事業の推進により、広域的な専門性の高い相談支援体制の充実 を図るとともに、地域における相談支援事業者を育成します。

リハビリテーションによる自立

・医療機関や福祉施設におけるリハビリテーションの実施など、障害者が地域でリハビリテーションを受け、自立に向けて訓練できる体制の整備を促進します。

在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスの充実

・地域で生活する障害者が必要に応じて利用できるよう、市町と連携しホーム ヘルプサービスなどの在宅福祉サービス提供体制を充実します。

補装具・日常生活用具の充実

・日常生活の利便性を高めるため、障害の程度や種別に合った補装具(車いす、補聴器、義肢・装具など)の活用を促進します。また、浴槽や特殊便器などの日常生活用具について、必要に応じて円滑に給付・貸与が行われるように充実を図ります。

グループホームやケアホームなど住まいの場の充実

グループホーム・ケアホームの整備

・障害者が住み慣れた地域で暮らすため、特に施設入所者や入院者が地域生活 に移行する場合の住まいの場として、グループホームやケアホームなどの拡 充を図ります。

また、防災設備の整備充実を図り、安全で安心な福井型のグループホーム等の整備を進めます。

空き家情報の提供

・県のホームページ上の「ふくい空き家情報バンク」で、空き家の市町情報と

民間情報を一元的に提供するとともに、グループホームやケアホームとして 活用できる空き家の情報もホームページに掲載するなど、障害者の住まいの 場の拡充を推進します。

日中活動の場の充実、施設福祉サービスの再構築

日中活動の場の充実

・障害者の創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場と なる地域活動支援センターや重症心身障害児(者)通園事業などの充実に努 めます。

県立障害者施設の在り方の検討(新規)

・民間の障害者施設の充実や地域生活への移行促進などの動向を踏まえ、県立 障害者施設については、その役割や機能の在り方について、抜本的に検討し ます。

安定した生活を送るための経済的支援

重度障害者の医療無料化

・障害者の負担軽減を図るため、重度の障害者への医療費無料化を引き続き実 施します。

障害児を持つ保護者の経済的支援(新規)

・長期にわたる療育が必要な障害児について、子育て支援の観点から、保護者 等の経済的負担の軽減について検討します。

権利擁護のための施策の充実

権利擁護のための施策の充実

・障害者の権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・活用の促進や相談支援体制の充実を図ります。

苦情解決制度の活用

・障害者の適切なサービス利用のため、サービスを提供する施設や事業所に対

し、苦情解決の仕組みを活用し、利用者からの苦情の適切な解決に努めます。

障害者を対象とした相談支援の推進

・福井県障害者社会参加センターに開設する「障害者110番」により、障害者の財産相続問題や人権問題等、様々な相談に対して積極的に対応します。

重点目標(2) 理解促進を図るための広報・啓発の推進

「障害」や「障害者」に対する理解を深め、偏見や差別といった意識上の障壁を解消するため、多様な広報媒体を活用した広報活動を行います。

家庭や地域、学校などとの連携を図りながら、福祉イベントの開催等を通じて地域における福祉啓発に努めます。

障害者の意見が県の行政施策に適切に反映されるよう、県の様々な政策決定 過程への障害者の参画が可能となるよう配慮します。

重点施策

障害者に対する正しい理解の促進

正しい知識の普及・啓発

・マスメディアの活用やパンフレットの配布、障害者週間などに開催する県の 行事などを通じて、障害に関する正しい知識を普及し、誤解や偏見の解消を 図るとともに、啓発・広報を実施します。

障害者に接する機会の多い公務員等への研修

・障害者への理解を促進するため、公的機関の職員や警察官、消防署職員など 障害者に接する機会の多い公務員等に対する研修を行います。

バリアフリーのこころの育成

・県民のバリアフリーのこころの育成を目指し、商業施設・宿泊施設経営者な どへの接遇研修や、建築関係者を対象とする講習会を開催するなど、幅広く 意識向上に取り組みます。

コミュニケーション支援の充実

・公的機関の窓口や公的機関が主催する講演会等において、手話通訳者や要約 筆記者を配置し、点字資料を準備するなど参加者の障害の種別に配慮した取 組を行います。

福祉教育の充実、交流教育の推進

障害者の参画の推進(新規)

・障害者の相互理解を進めるために、障害種別を超えた情報交換の場を設ける とともに、タウンミーティングなどを開催し、障害者の意見を施策に反映さ せる機会を充実します。

福祉教育の推進

・障害者自身が、自分らしく生きる力を高めてゆくための学習機会を充実する とともに、各々の体験を語る場を設けるなど、福祉教育を総合的に推進しま す。

交流教育の推進

・小・中・高等学校において福祉に関する教育を幅広く実施するとともに、特別支援学校の児童生徒との交流などを積極的に推進します。

重点目標(3) 福祉を支えるひとづくり

地域での生活を支えるボランティアの養成に努めるとともに、活動の場の提供などの支援を行います。また、ボランティア、NPO活動に関する情報収集・提供、啓発などを行い、県民の活動への参加を支援します。

障害者自身によるボランティア活動を支援するとともに、活動に必要な知識 や技術等に関する研修を拡充します。

多様化する福祉ニーズに対応するため、理学療法士や作業療法士などリハビ リテーションに従事する者やホームヘルパー、ガイドヘルパーなどの人材の 確保と養成を行います。

重点施策

地域活動やボランティア・NPO活動の促進

障害者の運営するボランティア団体の支援

・障害者やその支援者が運営するボランティア団体の運営を支援するとともに、 団体の法人化を進め、育成強化を図ります。

障害者支援のボランティア、NPOの交流

・ボランティア等の協力を得ながら、ふれあいの機会や交流の場を設けて、障害者を支援するボランティアやNPO団体などの交流を促進します。

福祉ボランティアの支援のためのスタッフ養成

・専門的な知識を持ったスタッフを養成し、福祉ボランティア活動を支援します。

団塊世代のNPO活動支援

・団塊の世代の能力を地域社会に活かすために、障害者を支援するNPO活動の紹介や設立の相談等を充実します。

障害保健福祉に関する専門職員の養成と確保

福祉人材センターでの専門講習

・福祉人材センターにおいて、障害保健福祉に関する専門業務に従事する施設 職員に対し、必要な知識や技術を身に付けることを目的とした専門講習の充 実を図ります。

介護福祉士等修学資金の貸付け

・介護福祉士等修学資金の貸付けにより、介護福祉士などの福祉従事者の人材 育成・確保に努めます。

ホームヘルパーの養成

・障害者の特性に応じ、ニーズに適切に対応できる専門性の高いホームヘルパ ーの養成を図るための研修を実施します。

手話通訳者などの人材育成

・障害者の日常生活や社会参加を支援する手話通訳者や要約筆記者、点訳奉仕 員などの人材育成に努めます。

退院促進事業の実施のための人材育成(新規)

・社会的入院患者の退院促進に関する知識・技術をもった専門家の養成研修を 実施し、退院促進事業を円滑に実施します。

第3節

基本目標③ 「生活環境の充実 ~ともに生きる福井~」

重点目標(1)発達障害者等に対する支援の充実

発達障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発活動に努めるとともに、 相談支援体制を整備します。さらに、関係医療機関との連携により、保健、 医療体制の整備を図ります。

発達障害児(者)支援センターを中核支援施設として位置付け、発達障害者の早期発見から就労に至るまでの支援を充実します。

広域的な相談支援体制の充実を図るため、保健医療、教育、雇用等の関係者による県障害者自立支援協議会を設置するとともに、市町における設置を促進します。

高次脳機能障害者に対する支援のあり方について検討します。

重点施策

発達障害者や高次脳機能障害者等への支援

発達障害児(者)支援センターでの支援

・平成18年10月に開設された県発達障害児者支援センターについて利用者 のニーズに応じて支援の内容を充実します。

巡回相談による発達障害児支援

・特別支援教育センターと特別支援学校による発達障害児への巡回相談による 教育的支援を実施します。

高次脳機能障害者への対応の検討(新規)

・高次脳機能障害者に対する医療体制の構築や相談支援体制の整備、福祉サービスの提供について検討します。

ケアマネジメント、相談支援体制の整備

県障害者自立支援協議会による広域的相談支援(再掲)(新規)

・障害福祉サービス事業者や保健医療・教育・雇用の関係者、学識経験者など で構成する県障害者自立支援協議会を設置し、障害者の地域での生活をサポートするとともに、市町の取組を支援するなど広域的な見地から相談支援体制、サービス提供体制の整備を図ります。

行政相談窓口の対応強化

・多様なニーズを持つ障害者やその家族の地域生活を支援するため、行政相談 窓口の対応の強化に努め、広域的な観点から医療や福祉、教育、雇用などの 関係機関との連携を進めます。

障害者相談員の資質向上

・身体障害者福祉相談員、知的障害者相談員について、人権や財産に関する権利擁護問題など、幅広い分野の相談にも対応できるよう資質の向上を図り、相談体制を充実します。

精神保健に関する相談支援の充実

・精神障害者や家族の相談に応じたり、精神保健福祉に関する実態把握や訪問 指導などの業務を行う精神保健福祉相談員を健康福祉センターに配置し、精 神保健に関する相談支援を充実します。

重点目標(2)精神障害者等に対する保健・医療サービスの充実

精神的健康の保持、精神障害の発生予防から社会復帰、リハビリテーションまで精神保健・医療の施策の充実に努めます。

社会的入院患者の退院・社会復帰を目指し、精神障害者の地域生活への移行を支援します。

社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴う神経症、うつ病等への対策を充実し、自殺の防止に努めます。

重点施策

精神保健・医療施策の充実

社会的入院患者の退院促進

・精神科病院と施設が連携して、社会的入院患者(受入れ条件が整えば退院が 可能な精神障害者)に対する退院訓練等を実施し、地域移行を支援します。

精神科救急医療体制の整備

・地域で安心した生活が送れるよう、夜間・休日医療体制の強化を図るととも に、健康福祉センターや市町、相談事業者、病院等が連携し地域における生 活支援体制を整備します。

精神障害者に対する理解促進と支援要請(新規)

・精神障害者への交通機関利用料の割引制度の適用を事業者へ働きかけるなど、 障害者施策の一元化に対応した取組を進めます。

自殺・ストレス対策など心の健康づくりの推進

心の健康づくりの推進

・精神保健福祉センターや健康福祉センターなどの関係機関が連携して、心の

相談を充実し、心の健康づくりを推進します。

ストレス対策の強化(新規)

・ストレスチェックや相談体制の充実などにより県民のストレスを軽減し、自 殺予防やうつ病患者への支援などの対策の強化を図ります。

難病患者支援の充実

特定疾患の研究事業等

・難病として指定された疾病の原因究明、治療方法の確立など国の研究事業に 協力します。

総合的な難病対策の推進

・難病患者が安心して療養生活が送れるよう、相談事業や研修会を実施するとともに、医療・保健・福祉関係機関等による支援ネットワークの充実を図るなど、難病支援センターや健康福祉センターを中心に総合的な難病対策を推進します。

難病患者の居宅生活支援

・難病患者等に対するホームヘルプサービスなど居宅での療養支援を推進しま す。

重点目標(3)住みよい環境をつくるためバリアフリーのまちづくりの推進

個々の施設や生活圏全体のバリアフリー化を図り、障害の有無に関わらず、 誰もが利用しやすい生活環境の整備を一層促進します。

ITの活用により社会参加が促進できるよう、情報活用能力が向上するための取組を推進します。

障害者や高齢者など災害時要援護者に配慮した適切な支援を行うため、防災 知識の普及や、障害の種別に配慮した情報伝達手段の確保、避難誘導・救護 など地域ぐるみでの体制の整備を促進します。

重点施策

人にやさしいまちづくりの推進

民間施設のバリアフリー化の促進

・民間施設のバリアフリー化を促進し、障害者や高齢者を含むすべての人が自由に行動し、社会参加できる「福祉のまちづくり」を推進します。

バリアフリー性の高い住宅取得の支援

・県が「ゆとりと安心の住まい支援事業」を創設し、県産材を使用し、敷地が 広くバリアフリー性の高い住宅等の取得について支援します。

バリアフリー社会理解のための研修の充実

・バリアフリー社会の理解を促進するため、障害者が講師として活躍するなど 内容を工夫した研修機会の充実を図ります。

身体障害者補助犬の普及啓発

・障害者の移動を支援するため、身体障害者補助犬の利用者の公共施設や交通機関などにおける利用を促進するとともに、一般的な施設においても補助犬が受け入れられる理解ある社会環境づくりのために普及啓発を進めます。

身体障害者補助犬の衛生管理

・身体障害者補助犬の衛生管理に必要な経費を助成し、使用者の負担を軽減することにより、身体障害者補助犬の普及を図ります。

自動車改造経費の助成

・重度身体障害者が自動車を取得する場合の改造に要する経費を助成すること により、移動のための便宜を図ります。

ホームページによるバリアフリー情報の提供

・障害者などが出かける際の参考として、県内の各種施設のバリアフリーに関する情報をホームページ上において提供します。

車いす使用者用駐車スペースの適正利用(新規)

・公共施設や店舗などの駐車場において、車いす使用者用駐車スペースを利用できる人を明らかにして、必要な人のために確保する方法等について検討するなど、車いす使用者用駐車スペースの適正な利用についての理解と普及啓発を進めます。

オストメイト対応トイレの整備(新規)

・地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設 に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備を整 備します。

情報のバリアフリー化の推進

障害者への情報提供の充実

・県のホームページが障害者に使いやすいものとなるよう、アクセシビリティ (情報の得やすさ)を確保し、情報の充実を図ります。

広報番組への字幕付与

・県や県議会の広報番組に字幕を付与し、聴覚障害者に対して情報へのアクセス機会の均等化を図ります。

聴覚障害者の情報提供支援

・聴覚障害者に対する情報提供およびコミュニケーション支援を行うため、社会生活に必要な知識の習得のための講習会の開催や、字幕入りビデオの貸し出しなどを行うとともに、一層の充実を図るために聴覚障害者情報提供施設の整備についても検討していきます。

点字・音訳による県政情報の提供

・視覚障害者に県政の情報を提供するために、点字・音訳による「ふれあい県 政だより」を発行します。

視覚障害者の情報入手機会の拡大

・インターネット等を用いて、最新情報を点訳・音訳化し迅速に提供することで、視覚障害者の情報入手機会の拡大を図ります。

情報バリアフリーの総合的推進

・障害者 I T サポートセンターによる情報提供、パソコン・ボランティアの養成・派遣、中古パソコンのあっせんなど、障害者の情報バリアフリーを総合的に推進します。

手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員の養成・確保

・コミュニケーション支援を必要とする聴覚障害者や視覚障害者を支援するため、手話通訳者、要約筆記者、点訳朗読奉仕員などの養成・確保を推進するとともに、派遣体制の充実を図ります。

視覚障害者の情報支援(新規)

・地域における視覚障害者の情報バリアフリーを進めるため、自治体や公立病 院等の公的機関の窓口に情報支援機器やソフトウエア等を整備します。

建築物・交通機関のバリアフリー化

ノンステップバスの導入促進

・障害者が自由に行動し、社会への参加を促進するため、路線バス事業者が取り組むノンステップバス導入を支援します。

横断歩道への誘導ブロックの設置

・視覚障害者が安全に交差点を横断できるように、横断歩道への誘導ブロック の設置を進めます。

総合的な交通・移動手段の整備

・障害者が自立して生活し、様々な分野に参加できるよう、鉄道駅、歩道のバ リアフリー化など総合的な交通・移動手段の整備を促進します。

また、障害者の生活をサポートするため、交通事業者が取り組む職員のマナ ーアップ教育などに対して支援します。

公営住宅のバリアフリー化等の促進

・県営住宅は、これまでも既存の1階部分の住宅についてバリアフリー化を実施してきましたが、今後は、全面的改善による全戸のバリアフリー化についても検討していきます。

また、サービスの提供主体である市町と協議しながら、公営住宅のバリアフリー化と、より円滑なサービスの提供施策を推進していきます。

防災・防犯対策の推進

災害時の情報伝達

・災害時に、災害時要援護者を含めた県民に対し、広域的かつ迅速な情報伝達 を行うため、県がホームページやメール等で随時情報公開できる災害情報イ ンターネットシステムを構築します。

障害者の特性に応じた避難支援プラン作成

・地域の民生委員や福祉関係者など、災害時要援護者の避難を支援する人たち への防災研修を充実し、障害者の特性に応じた避難支援プランの作成を推進 します。

防犯知識の普及による障害者の安全確保

・障害者が犯罪に巻き込まれないように、地域住民やボランティア組織等による防犯活動と連携し、防犯に対する知識の普及を図ることで、地域における 安全を確保します。

第5章

計画の推進

障害者施策を推進するため、県の推進体制の充実や関係機関との連携の強化を図るとともに、県民の理解と協力を得て障害者が地域で安心して暮らしていくための施策を総合的かつ効果的に推進します。

1 県における進捗状況の把握と事業の実効性の検証

毎年、計画の進捗状況や障害や施策の現状を「福井県障害者施策推進協議会」に 報告するとともに、ホームページなどに公表します。

2 県における部局横断的な推進体制の整備

障害者施策を効果的に推し進めるためには、各部局間の連携を強化し、全庁を挙 げて施策を推進します。

3 県と市町との連携の強化

サービスの窓口が市町に一元化されたことに伴い、障害者に最も身近な市町において、地域の特性にあった施策の推進を図ります。

また、県においては、市町との連携を強化するとともに、広域的な支援を行い効果的な事業の推進を図ります。

4 県と労働局・ハローワークとの連携の強化

福祉的就労から一般雇用への移行を促進するため、労働局・ハローワークの労働 行政機関や障害者職業センター等の就労支援機関との連携を密にして、障害者の就 労に向けた取組の充実を図ります。

5 障害福祉サービス事業所に対する指導の充実

障害福祉サービスを提供する事業所に対しては、サービスの適正化や質の向上について、指導を充実します。

さらに、事業所において、実施するサービス内容について、自らが公表するとと もに、第三者による評価を促進していきます。

6 障害者団体等との連携、協力の実施

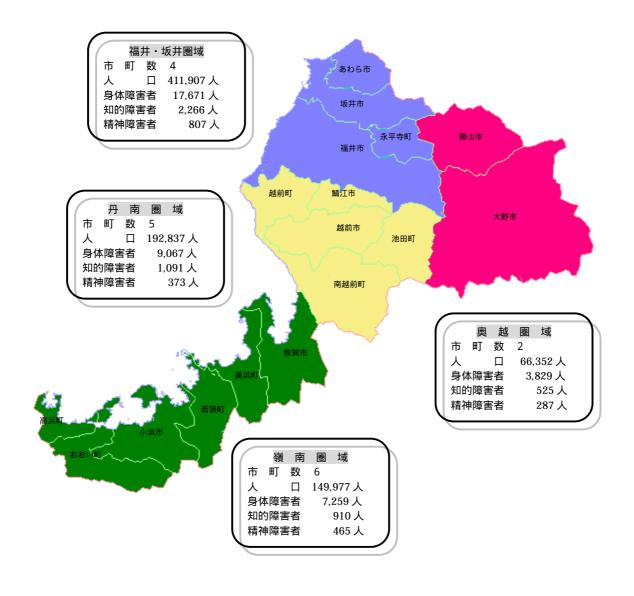
障害者の福祉の向上を目指す関係機関や団体との協力体制、連携を強化し、障害者の意見を施策に反映していくための取組みを推進します。

7 障害保健福祉圏域の設定

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの実施主体が市町村に一元化 されましたが、市町を越えて対応する必要のある専門的な課題などもあることから、 本県では、各市町の人口規模や地域特性などを踏まえて、4つの障害保健福祉圏域 を設定します。

なお、この圏域の設定は、福井県老人保健福祉・介護保険事業支援計画と同一と しています。

〔福井県障害保健福祉圏域〕



第6章

達成を目指す主な目標

1 達成を目指す主な目標の考え方

この計画は、障害者基本法に定める「障害者計画」と、障害者自立支援法に定める「障害福祉計画」とを一体として策定したものであり、障害者自立支援法に定める「障害福祉計画」における平成23年度の数値目標およびサービス見込量を定めるとともに、障害者の経済的自立を促進するために、目標とする工賃の額などについて、達成を目指す目標を設定します。

2 数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度における、それぞれの数値目標を設定します。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進めるため、福祉施設入所者のうち平成23年度末までに地域移行する者の数値目標および平成23年度末の施設入所者数の数値目標を 設定します。

[目標値の設定]

項目	目標値	考え方
施設入所者の削減数	150人	平成 23 年度末段階での削減見込数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院と施設との連携により、受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行を目指し、平成23年度末までの退院可能精神障害者の減少目標値を設定します。

[目標値の設定]

項目	目標値	考え方
退院可能精神障害者の 減少数	150人	平成 23 年度末までに減少を目指す数

(3)福祉施設から一般就労への移行

障害者の特性に応じた職業能力開発の支援などを行うことにより、福祉施設の利用者のうち、平成23年度中に一般就労(企業等への就職、在宅就労、起業)に移行する者の数値目標を設定します。さらに、この数値目標を達成するため、福祉部局と労働部局、教育部局等の関係機関とが連携して、障害者の就労を促進していきます。

[目標値の設定]

項目	目標値	考え方
年間の一般就労移行者数	100人	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労す る者の数
障害者就業・生活支援センター の設置か所数	2 か 所	平成 23 年度における障害者就業・生活支援セン ターの設置か所数

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関が 連携し、就業面および生活面における一体的な支援を行う

(4)授産(就労支援)施設の工賃の引上げ

障害者の地域生活を充実させ、経済的自立を促進させるため、授産工賃の目標値を設定し、民間企業のノウハウを活かした授産作業の内容の充実や、市場調査に基づく商品開発や販路拡大などを行い、計画的に工賃を引上げていきます。

[目標値の設定]

項目	目標値	考え方
授産工賃の金額	月額 30,000円	平成 23 年度における授産工賃の月額 (平成 17 年度 月額 1 5,500円)

3 サービス・相談支援の見込量および確保のための方策

(1)サービス等の見込量

市町の障害福祉計画を基礎として、平成23年度における各サービスおよび相談支援の必要な量の見込みについて定めます。

〔訪問系サービス〕

項目	見込量	参考(平成17年度)			
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	251,292時間 (年間)	ホームヘルプサービス 166,982時間			

〔日中活動系サービス〕

項目	見込量	参考(平成17年度)
生活介護	1 , 8 2 5 人分	*********
自立訓練(機能訓練)	3 0人分	施設利用者 3,166 人 入所 1,895 人
自立訓練(生活訓練)	2 3 4人分	(入所 1,895 人 通所 1,271 人
就労移行支援	5 6 6人分	福祉ホーム、通勤寮除く
就労継続支援(A型)	400人分	
就労継続支援(B型)	4 4 6 人分	うち通所授産施設、福祉工場利用者
+ +	1,412人分	1,112人
~ 計	3 , 5 0 1人分	
療養介護	2 7人分	
児童デイサービス	8 3 人分	
短期入所	2 7 8人分	

〔居住系サービス〕

項目	見込量	参考(平成17年度)
共同生活援助 共同生活介護	5 5 6人分	グループホーム 256人分
施設入所支援	1,858人分	入所施設定員 2,008人分

〔その他サービス〕

項目	見込量	
相談支援	2 8 4 人分	

(2)サービス等の確保のための方策

事業者の新体系サービスへの移行計画を踏まえ、必要なサービス量の確保のため事業所の新体系サービスへの円滑な移行を促進します。特に、障害者が身近な地域で就労できるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を実施する事業所の充実を図ります。

また、社会的入院患者の退院促進により地域生活への移行が見込まれる精神障害者に対して、必要なサービスを提供できる体制を整備します。

4 障害者支援施設の必要入所定員総数

入所施設利用者の地域生活への移行を進める観点から、平成23年度における指定障害者支援施設の必要入所定員の総数を定めます。

項目見込量		参考(平成17年度)				
必要入所定員総数	1,858人分	入所施設定員 2,008人分				

指定障害福祉サービスの種類と内容

	サービス名	内容
0	居宅介護	自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
& } D	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入 浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的 に行います。
E -	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避 ために必要な支援、外出時の支援を行います。
E D	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包 括的に行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等 を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練·生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体 機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
t	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
رط م	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
E	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
D	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活へ の適応訓練等を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護 等を行います。
₽ D E	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助 を行います。
E D	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等 を行います。
	相談支援	障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利 用計画を作成します。

資料編



障害者やその)家族からの意見のま	きとめ	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • • •	64
用語の解説	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • • •	69
障害者福祉計	画策定の主な歩み	• • • • •	• • • • •							72

障害者やその家族などからの意見のまとめ

「福井県障害者福祉計画」の策定に当たり、今後充実させるべき施策や計画に盛り込むべき施策の方向性について、県内各地でタウンミーティングを開催し、数多くのご意見をいただきました。

1 開催状況

(1)障害者関係団体役員との意見交換会

_	,		
開催日		場所	参加者
	平成 18 年 8 月 2 日(水)	福井県教育センター 301 会議室 (福井市大手2丁目22-28)	参加団体数 23団体 参加者数 39名

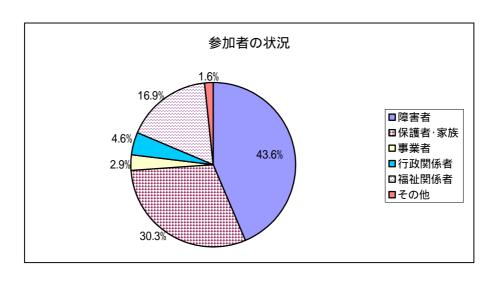
(2)障害者および家族、その他障害福祉に関わる人達との意見交換会

<u> </u>		100 1 - 1
開催日	場所	参加者
平成 18 年 8 月 5 日(土)	勝山市福祉健康センターすこやか 多目的ホール (勝山市郡町1丁目1-50)	参加者数 69名
平成 18 年 8 月 12 日(土)	パレア若狭 研修室 (三方上中郡若狭町市場 18 - 18)	参加者数 85名
平成 18 年 8 月 13 日(日)	アイアイ鯖江健康福祉センター 多目的ホール (鯖江市水落町2丁目30-1)	参加者数 106名
平成 18 年 8 月 19 日(土)	福井県教育センター 大ホール (福井市大手2丁目22-28)	参加者数 145名

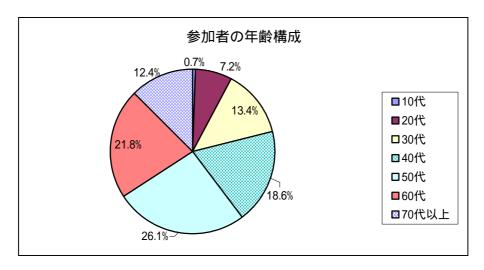
参加者総数 405名

意見交換会参加者

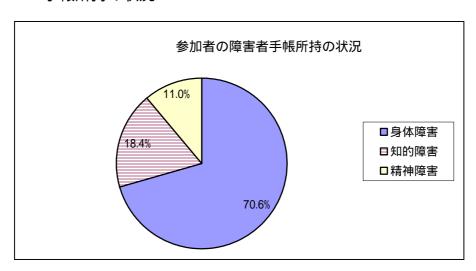
参加者の状況



参加者の年齢構成



手帳所持の状況



参加状況は回収したアンケートの集計結果による

2 意見の内容

(1)意見の総数374件

(2)意見の内訳

障害者の就労支援	7 9 件
在宅福祉サービスの充実	8 1件
精神障害者に対する施策の充実	3 3 件
発達障害者等への支援の充実	3 0件
その他	151件

(3) 主な意見

障害者の就労支援について

- ・障害者の就労を進めるには、企業の理解と協力が必要である。
- ・障害の正しい認識や理解のため、企業に対する普及啓発を行う必要がある。
- ・企業へ就労した後のケアが十分でなく、人的・物的な受け皿の整備が必要である。
- ・障害の特性に配慮した就労環境の整備により就労可能な職種の拡大を図っても らいたい。
- ・養護学校を卒業して就職するに当たり、教育、福祉、雇用の場の連携ができて いないと感じた。
- ・一般企業に就職できない障害者のために、福祉工場など働く場の整備が必要である。
- ・働きたいので、障害の程度や種別に応じた職業訓練を充実してほしい。
- ・公的機関が率先して、障害者の雇用を進めるべきである。

在宅福祉サービスの充実について

- ・住んでいる市町や地域によってサービスに格差がないよう、県が市町を支援してほしい。
- ・在宅サービスの充実には、ホームヘルパーなど専門のスタッフの養成が必要で ある。
- ・地域で生活するためには、近隣の住民の理解が必要であり、障害に対する理解 を促進してほしい。
- ・障害の重度化・高齢化に伴うケアホームの整備やグループホームの整備などが 必要であり、助成をしてほしい。
- ・空いている住宅や公営住宅等を活用して障害者の住まいを支援してほしい。
- ・地域で暮らすことが困難な重度障害の人が入所する施設も必要である。

精神障害者に対する施策の充実

- ・精神障害に対する社会の認識が低く、未だに偏見や差別がある。県民の理解を 求めるため、普及活動は重要である。
- ・精神障害者を受け入れる企業が少なく、就労が難しいため、企業の理解を促し てほしい。
- ・事前の予防と早期発見・早期治療、リハビリテーションが効果的であり、医療

的支援の充実も必要である。

・就労に限らず精神障害者の社会参加を地域全体で支援していく必要がある。

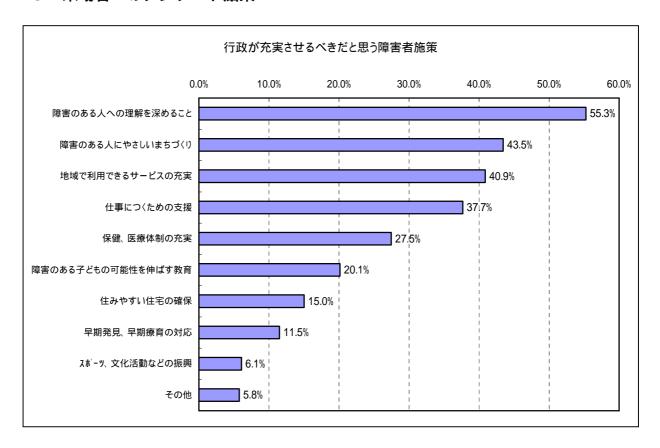
発達障害者等への支援の充実

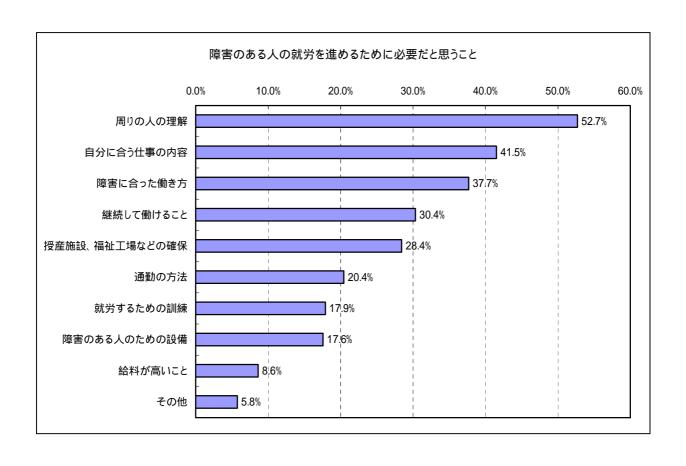
- ・教育の場における発達障害児に対する理解と、教職員の資質の向上が重要である。
- ・発達障害児に対する相談支援の充実が必要である。
- ・社会参加促進のために地域生活の援助スタッフの養成をお願いしたい。
- ・新しくできた県の発達障害者支援センターをうまく機能させ、就労支援を充実 してほしい。

その他

- ・障害者がスポーツや文化活動に積極的に取組み、社会参加が進む環境づくりが 必要である。
- ・地域での生活のためには、ボランティアの支援が欠かせないので、ボランティアスタッフの養成と拡充を図るための施策が必要である。
- ・県内4つの障害福祉圏域内での連絡調整が重要であり、行政機関や事業者等が 情報交換できるような体制を整備して欲しい。
- ・平成19年度から始まる特別支援学校のセンター的機能について計画の中に位置付けるとともに、地域との交流を促進していくことが必要である。
- ・災害時要援護者の避難対策(避難場所の設置や誘導)について、地域ぐるみで 考えるべきである。

3 来場者へのアンケート結果





用語の解説

オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害を負い、手術によって人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口(ギリシャ語でストーマ)」を造設した人。

学習障害 (LD: Learning Disabilities)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

グループホーム

地域社会の中の住宅で、共同で生活を営む数人の知的障害者または精神障害者に対し、 食事の提供、金銭管理の援助や相談その他の日常生活上の援助を行う事業。

ケアマネジメント

主に高齢者や障害者の地域生活支援で活用され、利用者と共に生活上のニーズを見つけ出し、最も適切な社会資源に結びつけていく社会福祉援助技術。

言語聴覚士

言語障害の診断・治療・予防といった医学的知識と併せ、発語・技能・訓練への習熟、 他職種とのチームワークなど、幅広い見識を持ち、言語療法を用いて言語障害の治療・ 訓練を行う専門職。

高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、 社会的行動障害などの認知障害等を指し、これに起因して、日常生活・社会生活への適 応が困難になる障害。

作業療法士

身体や精神に障害のある人に対し、手芸、工作その他の作業を行わせることにより、 応用的動作能力や社会適応能力等を回復させる作業療法を専門技術とすることを認め られた医学的リハビリテーション技術者。

社会的入院

精神障害者や寝たきり等の要介護状態にある高齢者などが、入院治療の必要性がなくなったあとも受け入れ態勢がない、家庭に介護者がいないなどの理由で入院したままでいること。

授産施設

一般企業に雇用されることが困難な障害者が、日常生活や授産作業を通じて自活に必要な訓練を行う施設。

障害者週間

平成16年6月の障害者基本法の改正により、従来あった「障害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(12月3日~9日)に拡充され、全国で多彩な行事を開催するなど、障害や障害者に対する関心・理解を深めるために積極的な広報・啓発活動を実施している。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。

身体障害者補助犬

目や耳、体の不自由な人のために働く盲導犬、介助犬、 聴導犬のこと。平成14年に「身体障害者補助犬法」が施 行され、公共の施設や交通機関に同伴することができる ようになり、また、平成15年10月からは、デパートやホ テル、飲食店などの一般的な施設にも同伴できるように なった。 補助犬を同伴できる施設を示す 補助犬マーク(厚生労働省)



成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。判断能力が不十分な人について、契約の締結等をかわりに行う代理人の選任や、本人の誤った判断により締結した契約を取り消すことができるなど、不利益から守るための制度。

注意欠陥/多動性障害(ADHD: Attention Deficit / Hyperactivity Disorder) 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。 7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

内部障害

内蔵機能の障害で、身体障害者福祉法では、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、呼吸器機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害の6種類が定められている。

難病

国が指定した特定疾患の通称で、「難病対策要綱」によれば、 原因不明、治療方法 未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病。 経過が慢性にわたり、単に経済 的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病。ベーチェット病、多発性硬化症など45疾患が指定されている。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという 意味で、もともと建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、 より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の 除去という意味でも用いられる。

福祉工場

作業能力はあるが、一般企業に雇用されることが困難か、就業できない障害者が就労し、生活指導と健康管理の下に健全な社会生活を営むことを目的とする施設。福祉的な「雇用」であるが、労働関係法規の適用を受ける事業所であり、雇用関係を結んで働くことになる。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により定められる、民間企業、国、地方公共団体が障害者を雇用しなければならない一定の割合。国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.1%以上、常用労働者数56人以上の規模の民間企業は1.8%以上を雇用しなければならない。平成18年4月1日から精神障害者も障害者雇用率制度の算定対象とされている。

要約筆記者

聴覚障害者のためのコミュニケーション手段の一つである要約筆記を用いて、話し手の話の内容の要点をつかんで、それを筆記して伝達する者。

理学療法士

身体に障害のある人に対し、治療体操その他の運動やマッサージ等により、基本的動作能力を回復させることを認められた医学的リハビリテーション技術者。

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通、に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取組。

障害者福祉計画策定の主な歩み

年	概 要
昭和 56 年 (1981 年)	「国際障害者年」 毎年、12月9日を「障害者の日」と宣言
昭和 57 年 (1982 年)	国において「障害者対策に関する長期計画」決定 障害者対策推進本部を設置
昭和 58 年 (1983 年)	「国際障害者の十年」開始年(~最終年1992年) 「福井県の障害者福祉の方向・障害者福祉長期計画・」策定 (計画期間:昭和 58 年度から概ね 10 年間)
平成 5 年 (1993 年)	「障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくりをめざして - 」策定 「障害者基本法」の公布
平成 6 年 (1994 年)	「福井県第二次障害者福祉長期計画 - ともに生きる福祉社会をめざして - 」策定 (計画期間:平成6年度から概ね10年間)
平成7年 (1995年)	「障害者プラン(ノーマライゼーション7ケ年戦略)」策定
平成8年 (1996年)	「福井県福祉のまちづくり条例」制定
平成 9 年 (1997 年)	障害福祉課に「福祉のまちづくりチーム」新設
平成 12 年 (2000 年)	「福井県第三次障害者福祉長期計画 - 活き活きとした「福祉福井」の創造 - 」 策定(計画期間:平成 12 年度から概ね 10 年間)
平成 14 年 (2002 年)	「障害者基本計画」および「重点施策実施 5 か年計画」策定
平成 15 年 (2003 年)	「福井県第三次障害者福祉長期計画」の新しい数値目標策定 (計画期間:平成 15 年度~平成 19 年度)
平成 16 年 (2004 年)	「障害者基本法」の一部改正 障害者週間(12月3日~9日)制定
平成 18 年 (2006 年)	「障害者自立支援法」施行(4月1日) 障害福祉課に「精神障害福祉グループ」統合
平成 19 年 (2007 年)	「福井県障害者福祉計画」策定(予定) (計画期間:平成 19 年度~平成 23 年度)

(注)表中 太字は、本県の取組み